

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	3	社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
	I	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局福祉基盤課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	社会福祉士及び介護福祉士の着実な養成を図り、登録者数が前年度を上回ること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 質の高い福祉サービス等の提供を図るために、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定、国家試験の実施等を行うこと。 ○関連する経費（平成17年度予算額） ・福祉人材確保推進事業 13,597百万円（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の内数					
(評価指標の考え方) 社会福祉士登録者数、介護福祉士登録者数及び社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合は、社会福祉士及び介護福祉士の養成状況を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。（社会福祉士登録者数及び介護福祉士登録者数は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。）					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
社会福祉士登録者数（人）	29,979	38,157	48,409	58,952	70,968
(備考) 評価指標は、社会福祉士国家資格を取得し、社会福祉士として財団法人社会福祉振興・試験センターに登録された者の各年度9月末現在の総数。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
介護福祉士登録者数（人）	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701
(備考) 評価指標は、介護福祉士国家資格を取得し、介護福祉士として財団法人社会福祉振					

興・試験センターに登録された者の各年度9月末現在の総数。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合 (%)	—	—	34.8%	—	—
(備 考) 評価指標は、3年ごとの統計であり、「社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課、毎年10月1日現在で調査)による。					
実績目標 2	社会福祉事業従事者に対する福利厚生の実施状況を図り、福利厚生センターの加入者数が前年度を上回ることを目指すこと				
(実績目標を達成するための手段の概要) 社会福祉事業従事者に対する福利厚生事業を福利厚生センターにおいて行うこと。 ○関連する経費(平成17年度予算額) ・福利厚生センター運営事業 164百万円					
(評価指標の考え方) 福利厚生センター加入者数は、社会福祉事業従事者に対する福利厚生の実施状況を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。(福祉厚生センター加入者数は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。)					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
福利厚生センター加入者数(人)	150,062	162,372	166,337	171,668	171,610
(備 考) 評価指標は、福利厚生センターへの加入者の各年度現在の総数であり、平成17年度福利厚生センター事業報告書による。なお、福利厚生センターにおいては、社会福祉法に基づき、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るため、福利厚生に関する啓発活動や福利厚生事業を実施している。					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析
近年、少子高齢化の進展により、福祉人材への期待が高まっているが、特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、利用者のニーズに的確に応えられる高い倫理と技術を修得した優れた福祉人材が必要とされるとともに、福祉現場の中心的役割を担う社会福祉士及び介護福祉士には、福祉の現場をリードする高い資質が求められている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、より質の高い福祉サービスを提供できる福祉人材の養成確保や、定着促進のための福利厚生の実施は重要な課題となっている。

福祉人材の養成確保のために、養成施設の新たな指定を行い、例えば平成元年度と比較して、平成17年度では社会福祉士養成施設の課程数が9.0倍となっている。また、修学資金貸付制度の運営、介護教員講習会の受講の必修化、国家試験の改善（平成17年度において、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者については、実技試験を免除する制度を導入したこと）によって、福祉人材の質の向上にも取り組んでいる。その結果、平成17年9月末現在、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数は、社会福祉士が70,968人、介護福祉士が467,701人となり、それぞれ前年度を上回るなど、順調に増加していることから、これらの事業は、社会福祉士及び介護福祉士の着実な養成の手段として効果的であったといえる。

参考までに、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数の対前年度伸び率は、社会福祉士が平成16年度1.22倍、平成17年度1.20倍、介護福祉士が平成16年度1.17倍、平成17年度1.14倍となっている。

また、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合は、平成15年度に34.8%となっている。

一方、福利厚生センター加入者数は、平成17年度に171,610人となり、前年度を若干下回ったものの、一定の水準を維持している。

政策手段の効率性の評価

福祉人材確保推進事業、福利厚生センター運営事業等の実施により、養成施設及び国家試験を通じた質及び専門性の高い人材の確保、社会福祉事業従事者の福利厚生事業の拡充・改善等に対し、国として連続的かつ総合的に支援を図っているものであり、効率的であるといえる。

総合的な評価

介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、従前にも増して良質な福祉サービスを提供できる質の高い福祉人材の育成・確保が求められている。

これらのニーズに応えるため、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の新規指定、修学資金貸付制度の運営、介護教員養成講習会の受講の必修化、国家試験の改善等の取組を行った結果、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数はそれぞれ前年度を上回るなど、順調に増加している。

一方、福祉人材の定着促進のための福利厚生の充実については、福利厚生センター加入者数が一定の水準を維持している。

これらにより、「社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- ① 分析が的確に行われている
- 2 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ・「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

第2 制度見直しの具体的内容

Ⅲ. サービスの質の確保・向上

4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保 （専門性の向上と研修の体系化）

（前略）

介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。

（後略）

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。